

発注者別評価点申告書提出要領

発注者別評価点とは、「土木一式」・「建築一式」・「電気」・「管」のうち、いずれかの工種について、入札の参加登録を希望する場合に、その企業の技術力や地域貢献度などを点数化し、評価するものです。

1 申告書の提出が必要な方

「土木一式」・「建築一式」・「電気」・「管」の4工種（以下「4工種」という。）のいずれかについて、入札の参加登録を希望する方

2 提出書類

下記のものを提出してください。

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| (1) 発注者別評価点申告書（組合様式1） | 必ず提出してください。 |
| (2) 発注者別評価点得点表（組合様式2） | 必ず提出してください。 |
| (3) 発注者別評価点（必須 組合様式3） | 必ず提出してください。 |
| (4) 発注者別評価点（任意 組合様式3） | 提出は任意です。 |
| (5) 指定された添付書類 | <u>該当がある場合には必ず提出してください。</u> |

※保険者番号及び被保険者等記号・番号がわかる書類を添付する場合は、
マスキングを施してから提出してください。

3 発注者別評価点の基準日と評価項目

原則基準日は、**令和7年1月31日**とします。ただし、下記の「必須① 税滞納状況」については、納税証明書の証明年月日が申告書提出日以前3か月以内のものであればよいこととします。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ・発注者別評価点（必須） | ・発注者別評価点（任意） |
| 必須① 税滞納状況 | 任意① 工事成績 |
| 必須② 指名停止等の状況 | 任意② 優良工事表彰 |
| | 任意③ 男女共同参画推進状況 |
| | 任意④ ボランティア活動の状況 |
| | 任意⑤ 除雪業務の請負状況 |
| | 任意⑥ 消防団協力事業所認定状況 |
| | 任意⑦ 保護観察対象者等の協力雇用主の登録・雇用状況 |
| | 任意⑧ エコアクション21の認証取得 |
| | 任意⑨ 構成市町村民雇用の状況 |
| | 任意⑩ 障害者雇用の状況 |
| | 任意⑪ 健康経営の状況 |

4 発注者別評価点の加点又は減点の方法

- (1) 「必須① 税滞納状況」及び「必須② 指名停止等の状況」については、4工種のうち、複数の工種について入札の参加登録を希望する場合は、それぞれの工種において減点します。
- (2) 「任意① 工事成績」については、4工種のうち、入札の参加登録を希望する工種ごとに平均点を算出し、加点します。

- (3) 「任意② 優良工事表彰」については、4工種のうち、表彰を受けた工種のみ加点します。
- (4) 「任意③から任意⑪」までについては、4工種のうち、複数の工種について入札の参加登録を希望する場合は、それぞれの工種において加点します。

5 提出書類の記入方法

はじめに「必須 組合様式3」と「任意 組合様式3」を作成し、そこで得た各点数を「組合様式2」へ転記します。次に「組合様式2」で合計点数を計算し、そこで得た点数を「組合様式1」に転記する流れとなります。各組合様式の記入方法は以下のとおりです。

なお、提出後に虚偽の申告が判明した場合、構成市町村競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定による指名停止となる場合がありますので、ご注意願います。

(1) 発注者別評価点申告書（組合様式1）（必ず提出してください。）

- ア 提出日を記載し、記名押印してください。
- イ 「1 入札の参加登録を希望する工種」については、4工種のうち入札の参加登録を希望する工種を○で囲んでください。
- ウ 「2 申告点数」については、希望工種ごとの評価点を「組合様式2」から転記してください。

(2) 発注者別評価点得点表（組合様式2）（必ず提出してください。）

- ア それぞれの発注者別評価項目について「組合様式3」から評価点を転記してください。
- イ 「必須① 税滞納状況」及び「必須② 指名停止等の状況」については、0点であっても必ず点数を記載してください。
- ウ 「任意① 工事成績」から「任意⑪ 健康経営の状況」については、該当する評価項目のみ点数を記載し、該当しない項目については、空欄としてください。
- エ 発注者別評価点については、入札の参加登録を希望する工種ごとに記載の数式に基づき計算し、工種ごとの点数を記載してください。

(3) 発注者別評価点（必須 組合様式3）（必ず提出してください。）

ア 必須① 税滞納状況

- 市町村税、県税、法人税、又は所得税、消費税及び地方消費税（※新潟県及び構成市町村に納税義務がない場合は、国税のみ提出となります。）のいずれにも滞納がない場合は、「1 なし」を○で囲み、「減点数」欄に「0」を記入してください。いずれかに滞納がある場合は、「2 ある」を○で囲み、「減点数」欄に「30」を記入してください。

【添付書類】 必要なし(資格審査の添付書類である納税証明書の他に別途提出の必要はありません。)

イ 必須② 指名停止等の状況

- 基準日から過去2年間（令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間）において、構成市町村（水道局含む）から書面又は口頭で警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）又は指名停止を受けたことがない場合は、「1 なし」を○で囲み、「減点数」欄に「0」を記入してください。該当がある場合は、「2 ある」を○で囲み、下欄に必要事項を記入してください。
- 構成市町村（水道局含む）から同一の理由で指名停止又は警告等を受けた場合は、いずれか処分の重い方を記入してください。
- 指名停止は期間の初日、警告等は警告等が行われた日が上記の期間内にあれば該当しま

す。令和5年2月1日現在に指名停止であっても、期間の初日が令和5年1月31日以前であれば記入の必要はありません。

- ・ 警告等の場合は、期間を記入する必要はありません。
- ・ 指名停止や警告等と同一の理由で監督処分があった場合は、有無の欄に「有」と記入してください。ただし、提出する経営事項審査において、減点がなされていない場合は、「無」として記入してください。
- ・ 指名停止、警告等の合計点数から経営事項審査の監督処分の減点数を差し引いた点数が、発注者別評価点の減点数となります。
- ・ 合計点数から監督処分減点数を差し引いた数値が0又は正の数となった場合は、「減点数」欄に「0」を記入してください。

(例) 指名停止が3か月間で、同一の理由で建設業法による営業停止処分があり、経営事項審査において既に減点されている場合

マイナス20点 - (マイナス30点) = 10 (正の数となるため、「0」を記入)

【添付書類】経営事項審査において、監督処分による減点がある場合は、監督処分通知書の写しを添付してください。

指名停止 の期間	警告等1 回につき	1か月未 満	1か月以 上3か月 未満	3か月以 上6か月 未満	6か月以 上9か月 未満	9か月以 上12か 月未満	12か月 以上
減点数	5点	10点	15点	20点	25点	30点	50点

(4) 発注者別評価点 (任意 組合様式3) (提出は任意です。)

ア 任意① 工事成績

- ・ 構成市町村及び当組合発注工事で基準日から過去2年間（令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間）において、検査（契約額500万円以下等の簡易評定表による検査を除く）が終了しているものについて、記入してください。
- ・ 2つ以上の工種の入札参加登録を希望する場合は、工種ごとに作成してください。
- ・ 成績合計点数を工事数で除して得た平均点数の小数点以下は、切捨ててください。
- ・ JVによる施工は含みません。

【添付書類】 必要なし

平均点	95点以上	90点以上 95点未満	85点以上 90点未満	80点以上 85点未満	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	65点以上 70点未満	65点未満
得点	70点	60点	50点	40点	30点	10点	5点	0点

イ 任意② 優良工事表彰

(構成市町村からの表彰：最大2件記入可能、新潟県または国からの表彰：最大4件記入可能)

- ・ 基準日から過去2年間（令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間）（表彰日がこの間に属すること。）において、構成市町村、新潟県又は国から優良工事表彰を受けた場合に記入してください。

- ・ 表彰は元請施工による表彰に限ります。下請や技術者の表彰及びJVによる施工表彰は含みません。
 - ・ 国の表彰は、新潟県内の工事による表彰に限ります。
 - ・ 2つ以上の工種において優良工事表彰がある場合は、工種ごとに作成してください。
- 【添付書類】表彰状の写し

ウ 任意③ 男女共同参画推進状況

- ・ 令和7年1月31日現在において、新潟県のハッピー・パートナー企業の登録をしている場合は、「1 ある」を○で囲み、「得点数」欄に「10」を記入してください。取得していない場合は、「2 なし」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。
- 【添付書類】登録証の写し

エ 任意④ ボランティア活動の状況（最大5件記入可能）

- ・ 基準日から過去2年間（令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間）において、**公共団体又は法人等が主催する当組合管内におけるボランティア活動に会社として参加した場合**に記入してください。町内会主催で個人として参加した場合等は該当しません。
- ・ 福祉、環境、国際交流等、地域社会への貢献であればジャンルは問いません。
- ・ 主催者の代表が会社としての参加を証明できるものに限りします。
- ・ 主催者が年間を通じて同一のボランティア活動を行っている場合は、複数日参加しても年間1回として計上してください。

【添付書類】主催者の発行するボランティア活動参加証明書
（様式は自由ですが、概ね下記の例にならってください。）

（例）

ボランティア活動参加証明書	
新発田地域広域事務組合	
管理者 新発田市長 様	
○ ○ ○ 協会 会長 ○○ ○○ 印	
(株)○○○は、下記のとおり当協会が主催したボランティア活動に参加したことを証明する。	
令和7年 月 日	
記	
1 活動名称	○○川河川敷大清掃
2 活動内容	○○川河川敷のあき缶拾い等
3 活動年月日	令和○年○月○日
4 参加人数	○名

オ 任意⑤ 除雪業務の請負状況

- ・ 令和5・6年度において、当組合管内における国道、県道又は市町村道の除雪業務（歩道除雪を含む）を請け負ったかどうかについて記入してください。
- ・ 契約書のない除雪は該当しません。
- ・ 令和5年度及び令和6年度に契約のある場合は、「1 令和5年度及び令和6年度に契約」を○で囲み、「得点数」欄に「25」を記入し、令和5年度又は令和6年度のどちらか一方のみに契約のある場合は「2 令和5年度又は令和6年度どちらか一方のみに契約」を○で囲み、「得点数」欄に「10」を記入してください。また、どちらの年度にも契約がない場合は、「3 契約なし」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。

【添付書類】契約書の写し

（契約書の写しは、国、県、市町村を問わず、いずれか年度ごとに1部を提出してください。）

カ 任意⑥ 消防団協力事業所認定状況

- ・ 令和7年1月31日現在において、構成市町村消防団協力事業所に認定されているかどうかについて記入してください。
- ・ 構成市町村消防団協力事業所に認定されている場合は、「1」を○で囲み、「得点数」欄に「10」を記入し、認定されていない場合は、「2」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。

【添付書類】認定通知（再認定通知）の写し

キ 任意⑦保護観察対象者等協力雇用主の登録・雇用状況

- ・ 令和7年1月31日現在において、保護観察対象者等協力雇用主として登録しているかどうか、及び保護観察対象者等を雇用した実績があるかどうかについて記入してください。
- ・ 令和5年2月1日から発注者別評価点の基準日（令和7年1月31日）までの間に保護観察対象者等を雇用した実績がある場合は「1」を○で囲み、「得点数」欄に「10」を記入し、保護観察対象者等協力雇用主として登録している場合は「2」を○で囲み、「得点数」欄に「5」を記入し、保護観察対象者等協力雇用主として登録しておらず、保護観察対象者等を雇用していない場合は「3」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。

【添付書類】登録を証する書類の写し、雇用関係を証明できる書類の写し

※保護観察対象者等協力雇用主への登録については、各地区の保護観察所へお問い合わせください。

ク 任意⑧ エコアクション21の認証取得

- ・ 令和7年1月31日現在において、エコアクション21の認証を取得しているかどうかについて記入してください。
- ・ エコアクション21の認証を取得している場合は、「1 ある」を○で囲み、「得点数」欄に「5」を記入し、取得していない場合は、「2 なし」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。

【添付書類】認証・登録証等の写し

ケ 任意⑨ 構成市町村民雇用の状況（最大8名記入可能、最大点数40点）

- ・ 令和4年11月1日から令和6年10月31日までの間に、構成市町村民を正規職員と

して新規採用し、令和7年1月31日現在においても、その者と継続的な雇用関係にある場合に記入してください。ただし、令和7年1月31日現在においてもその者が構成市町村民である場合に限りです。その内、若年者（採用日における年齢が30歳未満）及び技術者の雇用については各5点加算します。

【添付書類】・雇用関係を証明できる書類の写し（事業所名、雇用年月日、本人の住所の記載があるもの）

・技術者の場合、雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し（雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの）

コ 任意⑩ 障害者雇用の状況（最大点数25点）

- ・令和7年1月31日現在において、障害者の法定雇用義務がある者で、**法定雇用障害者数（法定雇用率（2.5%）を満たす数）を超える数※1**の障害者を雇用している場合は上段に記入し、法定雇用義務がない者で障害者を雇用している場合は下段に記入してください。
- ・法定数以上の障害者を雇用していない者及び雇用義務のない者で障害者を雇用していない場合は記入の必要はありません。

★障害者の法定雇用義務がある者

- ・重度の障害者を雇用している場合は、1人を2人としてカウントしてください。
- ・障害者である短時間労働者を雇用している場合は、1人を0.5人としてカウントしてください。
- ・法定雇用障害者数の算定式は以下のとおりです。

「法定雇用障害者数（小数点以下切り捨て）＝

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数×2.5%」

※1（例）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数が70人、雇用障害者数が5.5人の場合
法定雇用障害者数（法定雇用率を満たす数）は1人（70人×2.5%＝1.75人）となります
ので、「超える数」は2人以上となります。

雇用障害者数5.5人－法定雇用障害者数1人＝4.5人

4.5人×5点＝22.5点 得点数は23点となります。

（得点数は、小数点以下を切り上げてください。）

★障害者の法定雇用義務がない者

- ・障害者雇用人数へ雇用人数を記載してください。

【添付書類】障害者の法定雇用義務がある場合は、

障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出用）の写し

障害者の法定雇用義務がない場合は、

障害者手帳の写し及び雇用関係を証明できる書類の写し ※2

※2 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書、監理技術者資格者証 等

サ 任意⑪ 健康経営の状況

- ・令和7年1月31日現在において、新潟県のいがた健康経営推進企業の登録をしている場合は、「ある」を○で囲み、「得点数」欄に「10」を記入してください。取得していない場合は、「なし」を○で囲み、「得点数」欄に「0」を記入してください。

【添付書類】 登録証の写し

問い合わせ先

新発田地域広域事務組合 総務課 総務係

〒957-0053

新発田市中央町5-4-7

TEL：0254-26-1501

FAX：0254-23-5589